

## 第一百六十三回 参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第三号

平成十七年十月二十一日(金曜日)  
午前十一時二十分開会

委員の異動

十月十九日

辞任

近藤  
正道君

補欠選任  
又市 征治君

十月二十日

辞任

佐藤  
泰介君

補欠選任  
鈴木 寛君

十月二十一日

辞任

藤野  
公孝君

補欠選任  
水岡 俊一君

出席者は左のとおり。

委員長

理 事

泉 信也君

泉

委 員	委 員	委 員	委 員
中 村	佐 藤	山 本	野 村
世 耕	勝 人	順 三	哲 郎
山 村	君	君	君
博 彦	君	君	君
常 则	君	君	君
弘 成	君	君	君
昭 子	君	君	君
健 司	君	君	君
河 合	君	君	君
岡 田	君	君	君
荒 井	君	君	君
浅 野	君	君	君
市 川	君	君	君
鶴 保	君	君	君
森 元	君	君	君
家 西	君	君	君
佐 藤	君	君	君
辻 福	君	君	君
潤 一	君	君	君
恒 雄	君	君	君
悟 君	君	君	君
道 夫	君	君	君
泰 弘	君	君	君
君	君	君	君

衆議院議員

政治倫理の確立  
及び公職選挙法立  
改正に関する特別委員長代理

○委員長(泉信也君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。去る十九日、近藤正道君が委員を辞任され、その補欠として又市征治君が選任されました。また、昨日、鈴木寛君及び佐藤泰介君が委員を辞任され、その補欠として広田一君及び水岡俊一君が選任されました。

○委員長(泉信也君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(泉信也君) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第一号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第九号)の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めるところとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

○委員長(泉信也君) 御異議ないものと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(泉信也君) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第四号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第九号)の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○家西悟君 おはようございます。民主党・新緑風会の家西悟でございます。

○委員長(泉信也君) どうぞ着席のまま御発言ください。

○家西悟君 それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(泉信也君) どうぞ着席のまま御発言ください。

○家西悟君 それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(泉信也君) どうぞ着席のまま御発言ください。

○委員長(泉信也君) 政治家や政党にとって国民の信用がいかに大切であるか、これは与野党問わず我々国會議員はだれしも肝に銘じて思つてゐることだと思います。いつも政治と金、政治家と金にまつわる不祥事、事件が起つたたびに政治家、政治に対する政治不信は募り、ひいては国家の危機を招きます。

現在、裁判の審理中の日歛連一億円やみ献金事件においても、元総理大臣、元官房長官、元与野党幹事長と、政府や党の最高責任者を経験された政治家の方々が次々と裁判所に呼ばれてゐます。こ

れではますます国民の政治不信は募るばかりです。このような意味において、今回の政治資金規正法改正案の審議を通じて一層国民の理解と協力を得なければならぬと考えます。

そこで、今回の改正の、改正案の柱である政團体が行う献金は同一の政治団体に対し年五千

万円を超すことが、超えてすることができないとあります。まずその点についてお尋ね申し上げます。これで献金規制の効果があるとお考えでしょうか、お尋ね申し上げます。

○衆議院議員(佐田玄一郎君) 政治団体の活動内容というのは様々でありまして一概には言えないところでありますけれども、政治団体が政治活動を行うために必要な人件費その他の経費をあがなうために通常必要な寄附についてまで制約することがないよう配慮する必要があるということでありまして、その一方で、政治資金の授受に対する国民の信頼を確保するためには、疑惑を持たれない金額、寄附について制限を設ける必要があると。そこで、今回は年間五千万円という額についてはこれら的事情を踏まえて政治的な判断を行つたということです。

なお、規制の実効性に関しては、私ども提案者としては、従来は何ら上限を設けられなかつた政治団体間の寄附について新たに年間五千万円という上限を設けることは、疑惑を持たれかねない多額な寄附を制約するという点で有効なものであるというふうに考えておるわけであります。

寄附を受けた者は一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処するものとしておりまして、そのような担保もされておるということであります。

○家西悟君 特に、献金の事実を明らかにし透明性を高めるために銀行振り込みの義務付けもされたようですが、この法案では残高証明は求めていません。残高証明がないと入りと出の、出がはつきりしないのではないでしようか。透明性を高めるという点でも大事なことだと考えますが、改めて質問いたします。

○衆議院議員(早川忠孝君) お答え申し上げます。

残高証明というのはいろんなものが考えられるわけでありますけれども、政治団体はその資産を銀行預金として保有することもあれば、あるいは現金あるいは物品等の形で保有することもあるわ

けであります。現金や物品等の形で保有するものにつきましては、特定の時点、時点におけるその残高をだれがどのように証明するかという問題が出てまいります。こういったことも考えまして、残高証明を法律で一律に義務付けるということについてはなかなか難しいことと考えております。

自由民主党におきましては、内規を策定いたしまして、党所属国會議員の資金管理団体あるいは支部について毎年十二月末時点における残高の証明書を党本部へ提出することを義務付けるなど、党改革を進めているところであります。それぞれの政治団体において対応すべき問題であるというふうに考えております。

以上であります。

○家西悟君 それで、私はちょっと疑問には思うんですけども、そもそも政治資金は、政党を始めとする政治団体並びに政治家の政治活動のために使用される資金の総称です。政治資金は、主に企業又は労働組合やその他の団体からの寄附収入、そして政党交付金や公選挙費用などの公的資金から成り立つていると思います。

今回、私ども民主党は、議論の焦点に、政党などを経由し特定の政治家に金を渡す、いわゆる迂回献金の規制をどうするのかということが大事なのではないかと主張してきました。この点については、与党の皆さんはなかなか迂回献金の定義や立てて、証が難しいということになかなか進まない、これでは国民党の皆さんは納得されないと思いますが、いかがでしようか。

○衆議院議員(高木陽介君) いわゆる迂回献金の問題について、与党の中でもずっと議論を重ねてまいりました。特に罰則を伴う禁止規定、これは立法することが可能か否かという点と様々な関係者、識者等々からも意見を聴取しながら議論を進めてきたところでありますけれども、まず議論の中で問題とされたのは迂回献金の定義ですね。憲法では、罰則をもつてある行為を禁止するには構成要件が明確で、禁止される行為、さらには

禁止されない行為、これを区別することを明確にすることを求めておりますけれども、まずこの迂回献金を定義すること、これなかなか難しい問題であるという一つの結論が出てまいりました。もう一つは、罰則の実効性ですね。この議論の中で問題とされたところは、仮に条件付の寄附、これを禁止したとしても、その条件というもの、これをどのように立証するかと、こういったところで立証できないものをいわゆる罰則規定として法律に盛り込む、これが果たして妥当かどうか、こういった点をずっと議論重ねてきた結果、今回、迂回献金、いわゆる迂回献金については規定をしないという結論に達しました。

ただ、現行法でもあっせん利得処罰法などで、政治献金に名をかりたあっせん行為の報酬として常識の範囲を超える寄附を受ければ、これ処罰の対象となりますし、したがって政治献金に名をかいた悪質なものについては、いわゆる迂回献金であります。又は直接的な献金問わずカバーできると、こういうような認識で今回結論を出したわけだと思います。

○家西悟君 私どもも今の御説明のように難しさについては分からぬわけではありません。が、要はだれがだれに献金したのか、献金の授受をより透明化させることではないでしょうか。

九月一日付けの朝日新聞の社説では、これまでの法改正で、企業や団体から政治家個人への献金は禁止された。迂回献金にきちんととした網を掛けなければ、この禁止規定はしり抜け同然だ。また、日歯連一億円やみ献金事件に関連して、関係している政治家のこれまでの説明は、今回の対応は極めて不誠実であり、政治への信頼感を損ねるものだと。政治資金規正法がざる法と批判されるものだと。政治資金規正法がざる法と批判されるゆえんもあると。また、最近の日経日本経済新聞社の社説でも主張しているわけですから

けれども、朝日新聞の中川、安倍両議員に対する虚偽報道問題を追及しているところであります。しかし、朝日新聞は社長が裏付け取材が十分でないことを認めたにもかかわらず記事の訂正も謝罪もできます。

また、それはそれとして、今もお話をありましたように、透明度を増すということは私は非常に重要なことだと思います。したがって、我々とては、政治資金団体の出と入り、これについてはしっかりと透明度を増して、要するに振り込みによってガラス張りにしていくこと、こういうふうに考えております。

また、政治家は自らの不祥事に對して十分な説明をする必要がある、こうすることはこれは当然のことでありまして、日歯連事件の裁判で政治家が証人として法廷で証言されておりますけれども、これにつきましては裁判中であります。ちょっと感想と言われても、これはちょっと差し控えさせていただきたいと、こういうふうに思つています。

その上で、与党としては一日も早く審議を進め、政治資金規正法改正法を成立させ、国民の政治に対する信頼の回復に努めなければならないと考え、この法案を審議をお願いしているところであります。よろしくお願いします。

○家西悟君 朝日の新聞社の御批判もされましたけれども、社説は社説ですので、ここは御理解いただきたいと思います。

そして、残念ながらさきの衆議院の審議では我が民主党が提出しました法案については与党によつて否決されました。その内容は、寄附の上限を三千円にすること、振り込みを義務付ける範囲を拡大、政党や政治資金団体をバイパスする迂回献金の禁止、インターネットによる収支報告の公開、外部監査の義務付け、政党支部数の制限などでした。やろうと思えばあしたからでもできる

項目があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(早川忠孝君) 民主党提出の改正案に様々な項目が織り込まれておりました。しかし、國民の政治に対する信頼という、この確保する面と、もう一つは政治団体のいわゆるその自由、政治結社の自由の比較考量をいたしまして、法律で規制すべき事項、さらにはそれぞれの政治団体の内規で規制すべき事項、やっぱりこれを峻別をすることが必要である。与党案としてはこれを適切に峻別して法案の作成をしたわけあります。

法律であります以上は、まずその法律の実効性が十分に確保される必要があるところであります。与党案の方では現実に実行可能な法案として提案させていただいたところであります。

○家西悟君 法律案じゃなくて、あしたからでもできる項目があるのでないでしようかと私は質問したわけです。例えば、インターネットによる収支報告などといふものは、やろうと思えば、それぞれで判断をし、公開はできるはずです。そういう趣旨で御質問をしたつもりですが、そこは御理解いただきたいし、その御答弁がなかつたことは残念に思えてなりません。

そして、今後検討をしていただきたいというか、一緒にになって検討をしていただきたいというか、私はここで今回強調をしたいのは、金の掛かる大衆運動型の選挙運動からインターネットやメディアを活用した選挙運動への大転換を図るべきではないかということについてお尋ねしたいと思います。ここは真剣に議員同士で検討してみたらいいがでしようか。まず、金の掛からない選挙の方法を考えるべきです。

お隣の韓国では、二〇〇四年の三月、国民選挙を前に改革立法と言われる政治関係法の改正が行われました。選挙法については、金の掛かる大衆運動型の選挙運動からインターネットやメディアを活用した選挙運動への大転換、選挙費用の透明性の強化、選挙違反に対する取締りの強化などが

図られました。もちろん政治資金法も透明化を図ったと聞いています。

選挙になると、大きなマイクで選挙カーが何台も走り回る、大量のビラやポスターが町じゅうにはんらんする、大量の選挙印刷物があふれる、これでいいのかと常々考えています。これら限られた選挙期間にわいわいがやがやとお金の掛かる選挙は、我々政治家も國民の皆さんも迷惑だと感じておられるのではないかと思います。議員の皆さんもそうお考えではありませんでしょうか。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 家西委員の御質問に對しまして私も全く同意でございまして、結論から申し上げますと、この問題についてはやはり超党派で前向きに検討していくべき課題ではないか、そのように結論申し上げたいと思います。

それで、今二つのことを言われたんですが、インターネットとメディアと私はやっぱり分けて考えるべきだと。メディアについては現行法でも政見放送とかCMなどで、テレビやラジオはある一定のルールの下に選挙運動に活用されているわけですが、御趣旨は多分インターネットによる選挙運動ということだと思います。誹謗中傷は私も良くないことは落選運動が行われる危険性はないのかというようなこととして、候補者の誹謗中傷とか、さらには落選運動が行われる危険性はないのかというよ

うなことの懸念材料も今既に言われておりますので、そういう問題も含めてこれから是非超党派で前向きに検討すべき課題だと思っております。

○家西悟君 是非ともそのように超党派で検討いたければならないと思います。誹謗中傷は私も良くないし、そういうような運動にならないような規制は当然していかなきゃならない。

それと、今、現行で言われるとおり、ネットのメールの書き込みとく操作をされる、それは私たち候補者でなくとも一般の人たちどんどんやっているわけですね、現実は。これは選挙違反になるのかどうかというものになると、これは取り締まることはできない。でも、我々候補者が書いた場合はこれは選挙違反になりますよね、告示後は。

この辺の問題も考えないといけないんでしょうけれども、やはり今の時代に即したやり方、ネットを使う、インターネットを使うというやり方も是非とも一緒になって検討いただきますようよろしくお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川勝也でございます。

私も数年前にこの委員会の理事をさせていただけが言っているんではなくて、三年前の八月には総務省の中でIT時代の選挙運動に関する研究

会というものが報告書を出しまして、インターネットによる選挙運動を導入すべきだと、そういうふうにもう提案しているわけですね、三年前に。だから前向きに検討すべきだと。で、自民党さんの

中にも今後何か小委員会が設けられるというふうに思っておりまして、是非我々としては前向きに検討しておりますし、是非我々としては前向きに検討したいなと。

ただ、いろいろ懸案ございまして、例えばホームページとメールを分けるのかとか、候補者以外の第三者でもいいのかとか、さらには、よく言われることとして、候補者の誹謗中傷とか、さらには落選運動が行われる危険性はないのかというよ

うなことの懸念材料も今既に言われておりますので、そういう問題も含めてこれから是非超党派で前向きに検討すべき課題だと思っております。

○家西悟君 是非ともそのように超党派で検討いたければならないと思います。誹謗中傷は私も良くないし、そういうような運動にならないような規制は当然していかなきゃならない。

それと、今、現行で言われるとおり、ネットのメールの書き込みとく操作をされる、それは私たち候補者でなくとも一般の人たちどんどんやっているわけですね、現実は。これは選挙違反になるのかどうかというものになると、これは取り締まることはできない。でも、我々候補者が書いた場合はこれは選挙違反になりますよね、告示後は。

この辺の問題も考えないといけないんでしょうけれども、やはり今の時代に即したやり方、ネットを使う、インターネットを使うというやり方も是非とも一緒になって検討いただきますようよろしくお願い申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。特に、これは我々が二番目の理由でございます。特に、これは我々だけが言っているんではなくて、三年前の八月に

は総務省の中でIT時代の選挙運動に関する研究

もりであります。当然、法律を審議する委員会でありますけれども、閣法と議員立法があります。

後で選挙部長にも御答弁をお願いする機会がありますので、多分これは国会でお決めいただくことです、各党各会派で御相談をいただきたい、こういう答弁が多分出てくるだろうというふうに思います。なかなか難しい課題ではありますけれども、相争う政党同士で議論をしないと進まないと

いう課題がたくさんあると私は認識をしております。そういう中で、衆議院において議員立法がこの参議院の当委員会に来ていただきて政治家同士の議論をさせていただけ、大変有意義なことだろうというふうに思います。できるだけ溝を小さくしていつ、国民の負託にこたえる方向でそれぞれの議員が、あるいは会派、政党が問題意識を持って、少しでも問題があれば議論する、歩み寄る、そして法律をえていく、そんな大きな流れを今日の審議を通じてつくつていただけることになります。

家西さんのように細やか、懇切丁寧に質問通告をしておりませんので、突然の質問があるかもしれませんけれども、お答えできる範囲でお答えをいただければおり難いというふうに思ってございました。法律の中で議論されているような細やかな点について質問するつもりはございません。政治家同士でござりますので、大きな議論をさせていただきたいというふうに思います。

まず、政治とお金、これは大変重要な問題であります。そして、各党あるいは会派を問わず大変苦々しく思っているのは、我々政治に携わる者は、お金が掛かるというのも事実であります。

けれども、しっかりとそのお金を有意義に使わせたいだいて政治活動をして、まじめに政治をしていくという自負があります。しかし、国民党から

は本当にどのようにこの政治家とお金というものが映っているのか、甚だ心配でございます。せつかくの場面でございますので、民主党の

方、公明党の方、両者からお答えをいただきたいわけでありますけれども、政治とお金、政治資金、国民にどのように思われていると認識をしておられるのか、まず御答弁をお願いしたいと思います。

と制度的なものについては担保を図っていただきたいなど、そのように考えております。

る必要性があるのか、あるいは透明度を高めていくツールがまだあるのか、そしてその実現具合はどうなのか。その透明性の確保につきまして、提案者の考え方をお伺いいたします。

○衆議院議員(佐田玄一郎君) 委員言われるとおりでありますて、やはり私は、襟を正すことは当然のことであるし、また国民の皆さん方が常に注视しているということを忘れてはいけないと、私はそういうふうに思つております。そのためには、国民の皆さん方に理解を得るためにも政資金はわけても透明度を増していくべきであると、こういうふうに思つております。

今回の出させていただいた法律にもありますように、政治資金団体は要するに政治活動の中心であるとの要するに組織でありまして、この出入りを正に銀行振り込みにすることによって国民もつまびらかにするようしていく、又は政治団体間においてもやはりこれは銀行振り込み、これは我々の内の内規でありますけれども、すべてを銀行振り込みにしていく。そしてまたおかつ、残高証明そして監査報告書を付けて提出すること

を義務付けている。できる限り、政治活動の支障のない範囲の中で国民につまびらかにしていくこと、いうことが非常に重要なことじゃないかと、かのように思っています。

○小川勝也君 後で時間ががあれば、その民主党案との違いや評価についても御質問をしたいと思うわけありますけれども。

今、佐田先生からお話をありました外部監査とか報告、この分野、民主党が衆議院に出させていただいた法律案の中に盛り込まれているところであります。国民の皆さん方が何を信用するのかとい

日参議院

はないかと考えております

す。

はないかと考えております。  
○小川勝也君 お言葉ですけれども、そのような  
答弁や考え方が国民の政治の信頼を高める阻害要  
因となつてゐるのではないかと私は思います。自  
分たちがきれいに処理しているんだからいいでは

ないかというのは、これは政治をやる側の論理でありまして、もし正しいことをやっているんであ

れば、なぜ外部監査、そしてその報告書を出せないのか、国民は今の答弁を聞いていただきますと多分そういうがつた見方をするのが当たり前のことだろうというふうに思ひます。

私どももきれいな報告書を作つておるつもりでござりますし、自民党さんも公明党さんもだれもがでたらめな報告書を出していふとは思いません。そのことを、我々はきれいにお金を使つていろし報告をするんだという姿勢を国民に見せることが、政治改革及び透明性を高める大事な観点だろうというふうに思います。

○衆議院議員(高木陽介君) 今、公明党の立場と  
いう形で御質問をいたしましたけれども、ま  
ず、先ほどからの御質問もずっとお承りながら、一  
般のパートナーとして、ここはしつかり毅然とし  
たお立場で、この場においての御答弁をいただけ  
ればと思いますが、いかがでしょうか。

番大切なのはやはり透明性だと思いますね。政治資金というものは、これは今日お集まりの皆様方もそうだと思いますけれども、様々な政治活動をされておられて、例えば事務所を構えて人件費もあるでしょうし、そのほかの様々な活動費も掛かる、政治活動にそれなりの費用が掛かるということで、それはそれでしっかりと国民に御理解をいただかなければいけないと思うんですが、それをどうやって集めて、どうやってそれを使つているかということを明らかにしていくことが大切だと思います。

今、小川委員の御指摘のありました外部監査の問題、これも正に外部の監査を受ければそれなりに担保を取れると、こういう考え方もござります。ただ、これまでの政治資金、何回も何回も法改正をしてくる中で、不祥事が起きて改正をした場合もありましたし、不祥事もない中で、いわゆる立法府として自ら襟を正していこうということでやつてきたこともあると思います。そういう中につけて、これまで透明性を高めてくる、また罰則規定も設けられているという、そういう担保があるというこの事実もしっかりと勘案をしていただきたいと思うんです。

その上で、この外部監査の問題については、今後も更に議論を重ねてまいりたいと思いますし、今回の場合は、まずは政治団体間の、資金団体から政党に対するまた寄附行為ですか、又は迂回献金の問題も先ほど御答弁も申し上げましたけれども、様々な角度から議論てきて、今回の法改正についてはまずは妥当なところである、こういう認識の中で提案をさせていただいたところであります。

○小川勝也君 今後の課題の一つであるなという御認識を持つておられるということで、よろしいでしょうか。

○衆議院議員(高木陽介君) そのとおりであります。

○小川勝也君 部長にもこの件ちょっとお伺いをしたいと思います。

余り答弁期待しておりませんけれども、時代の流れというのもありますし、経済社会も大きく変わっているようではあります、そういう観点からもこの辺しつかり襟を正す、自らという部分が大事なんだろうというふうに思います。政府側のこの外部監査制度導入に関しての若干のコメントをいただければと思います。

○政府参考人(久保信保君) もうこれは先生御承知のことになりますけれども、外部監

査、これは政党助成法には、これは政党交付金というものは国民の税金で賄われているといったことになります。ただ、これまでの政治資金、何回も何回も法改正をしてくる中で、不祥事が起きて改正をした場合もありましたし、不祥事もない中で、いわゆる立法府として自ら襟を正していこうということでやつてきたことがあると思います。そういう中につけて、これまで透明性を高めてくる、また罰則規定も設けられているという、そういう担保があるというこの事実もしっかりと勘案をしていただきたいと思うんです。

その上で、この外部監査の問題については、今後も更に議論を重ねてまいりたいと思いますし、今回の場合は、まずは政治団体間の、資金団体から政党に対するまた寄附行為ですか、又は迂回献金の問題も先ほど御答弁も申し上げましたけれども、いざにいたしましても、そういう罰則規定も設けられているかどうか、これは正に政治団体の政治活動の在り方と密接に関連をしているといふうに考えておりますので、まずは各党各会派におきまして十分な御論議をいただきたいと思つております。

○小川勝也君 家西議員からも質問がありまして、やはり政治資金に絡む法律が出された、審議をしている、そして成立しそうだということになりますと、やはり、総選挙は経過をいたしましたけれども、あの日歯事件のことを抜きにして語れないだらうというふうに思いますが、私ども民主党

件を作成するに当たっても、やはりあの大好きな事件が大きな影響を及ぼしております。私ども民主党と、これは大変国民党から分かれにくいけれどあります。

そこで、また責任ある答弁ができるない総務省にお伺いするのもなんですけれども、その辺を、これは司法にも関係しております、大変ナーバスな問題ですけれども、放置することが本当にいいことなのか。これは我々も立法府として何らかの解決をしていかなければならぬというのは当然でありますけれども、野球に例えますと、与野党でルールを作つてプレーをするわけでありますけれども、観客が国民党だとすれば、試合運営の事務局あるいは審判に当たるのが政府あるいは司法の組織だらうというふうに思います。

そういった分かりにくい点が放置されるということに対して、総務省の考え方を聞いてみたいといふうに思います。

○政府参考人(久保信保君) 政治資金規正法の第二条の二項、これが基本理念を書いておりまして、政治団体はその責任を自覚し、その政治資金の授受に当たっては、いやしくも国民の疑惑をいくということが最も私は大事なことであろうと。

先ほどの答弁の繰り返しになつて恐縮ではありますけれども、政党活動の中心であります政事なんだろうというふうに思います。政府側のこの外部監査制度導入に関しての若干のコメントをいただければと思います。

○衆議院議員(佐田玄一郎君) そのようなことが疑惑を持たれるということは大変遺憾なことでもありますし、私はそれを理解をしていただくためには、やはり今回の法律を含めて透明度を増して

正大に行わなければならぬ。これはもう基本理念でございまして、この基本理念を踏まえまして、この政治資金規正法にのつとつて政治資金の授受というのが適正になされるということが重要であると考えております。

また、今、政治資金規正法の具体的の中身についての御指摘がございましたけれども、政治資金規

明度を増すべきであると。こういうことが出てくるのであるならばこれから議論として審議をしていいかなくちやいかななど、こういうふうに考えております。

○小川勝也君 あの日歯事件をここで今繰り返し御説明をするつもりはありませんけれども、国民にとつて非常に分かりにくいポイントとなつたのは、受け取られた方といわゆる会計の責任ある立場になつた人が別々だったということだろうといふうに思います。受け取った人が何もといふうに考へて、その会計処理に当たられた方が起訴されると、これは大変国民党から分かれにくいけれどあります。

○小川勝也君 お答えをなかなかいただけない難しい問題だらうというふうに思いますが、あと私どもがやっぱり非常にこだわつたのは、迂回献金をどうなくしていくかということです。迂回献金が存在をすることになります。

○小川勝也君 お答えをながなさいただけない難しい問題だらうというふうに思いますが、あと私どもがやつぱり非常にこだわつたのは、迂回献金をどうなくしていくかということです。迂回献金が存在をすることになります。

○衆議院議員(高木陽介君) 先ほども家西委員にお答えを申し上げましたけれども、今、小川委員の御指摘のありました、まずは定義の問題、これは難しいということ、さらに罰則のその実効性ですね、いわゆる迂回献金のその条件という、これを規定してやつていくこともこれも困難であるという、こういう結論で今回の法改正には盛り込むことができませんでした。

○小川勝也君 何らかの形で今後課題を解決に向けて努力がなければならないなという認識おありになると、ということです。先ほどと同じ質問ですけれども、改めてお伺いをしたいと思います。

○衆議院議員(高木陽介君) まあ、ここは立法府でございますから、法律を作るという段階において、いわゆるその実効性、もう少し碎けた言葉で申し上げれば、それが法律として通用するかどうか

か。いわゆる今の風潮のような、例えばボーリングみたいな、何となく巡回献金という言葉だけが先走って、それを何とか止めればいいじゃないかと。しかし、その巡回献金そのものとは何ぞやと。

人が献金をする、またある団体が献金をする、それはその献金したところの更に先に献金したいから経由をするということですね。しかしながら、これを、すぐに献金を受け取つてまたそうやつて条件を付けて渡すことができれば、これは迂回献金と証明できるかもしれません、実はその期間ははじやどうするのか。例えば、収支報告の報告義務も一月一日から十一月三十一日までの年を区切つてやつておりますけれども、じやそれを、年をまたいだ場合にはどうなるのか、じや一年後の場合にはどうなるのか。これら辺のところのその条件の部分も、これも規定するのは難しいであろうと。

法二十二条の六ですね、「何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない」と。いわゆるその献金をする人が、又はその団体が献金相手じゃない人に献金をしようとするのは、この条文でもこれはいけないことになっているわけですね。そうなりますと現行法でも、迂回献金と言われるものはこれは禁止、若しくはそれを証明できれば罰則規定で設けることができるわけです。

ところが、先ほど何度か申し上げておりますが、その定義とは何ぞや、又は実効性のときに、法律ですから、罰則規定を設けてそれを発効するためにはその条件をきっちりとしなければこれは実効性がないという、こういった観点から今回法案には盛り込めなかつた。じゃ、将来的にはどうなのかな。これは将来的にも、今申し上げましたのように明確に担保できることがありませんので厳しくいな」というふうには考えております。

ます。

今、高木先生からの御答弁の中で私が感じたことは、やはり企業・団体献金という考え方がありまして、一切禁止すべきだと考えておられる政党もございます。私どもはその考え方とは一線を画しておられますけれども、大変難しい問題を内包しているんだということを政治に携わる人間は常々考えていかなければならぬんじやないか。

と申しますのは、例えば、今回事件が起こりましたのは日歯、いわゆる歯科医師会の問題であります。例えばの話で恐縮ですがれども、なぜそんな一億円もの献金をするのか、全く利益がないのに巨額の献金をするのかというふうにいいますと、私が決め付けるわけにはまいりませんけれども、多くの国民は何かの見返りがあるんだろうと、いうふうに思っています。例えば、政府・与党という言葉の中で与党が政策決定に深く関与をいたします。歯科医師の方々に利益を与えるような改正やあるいは税制改正をするとしたならば、例

えは全国の歯科医院に十億円の利益を上加るような改正をしていただくなれば、その一億円を献金をするメリットが十二分に発生するわけであります。これが個人のいわゆる職務権限でやりますと、これは別な法律になります。しかしながら政党という大きな枠を、大きな舞台をそのベースとしたときには何の問題もないというものが今の現状であります。

高木先生から御答弁がありましたように、そのことによつて今法律で何かを罰則を与えて禁止することは当然できないと思います。けれども、そういう難しい問題をはらんでいるんだということを各党とも認識をしておく必要があろうかと思いま

これは、たまたま事件がありましたので歯科界の団体名を出させていただきましたけれども、すべての業界に言えることだらうというふうに思います。これが大変難しい問題だらうといふうに思いますが、まず公明党さんからうふうに思いますが、まず公明党さんから今の私の認識に対する感想をお聞かせいただきたい

いと思ひます。

○衆議院議員(高木陽介君) 今、小川委員のおしゃつたように、私たちは、政治家又は政党はういつた部分に敏感になつていかなければいけないと思います。その上で、例えば職務権限の問題で贈収賄の問題、ここはかなり限定的にとらえられます。だからこそ、私ども与党に入りましてあつせん利得処罰法という、いわゆるもう少し規を広くして、利得をした場合に政治資金で届出たとしてもこれでも処罰されるという、こうう形まで持つてまいりました。

さらに、そういつた部分では、例えば献金をただく、もちろん純粹な思いで政治活動を応援しよう、と、そういういた思いで献金をしていただく人や、人ですね、又は団体献金をしてくださる方や、人ですね、そういうものもあると思うんです。そういういた部分で正に襟を正してやっていかなければいけないと感をしております。

とでありますけれども、一般論として申し上げ  
ならば、政治献金と職務行為との間の対価性が  
認められれば、これは当然のことですけれども、  
法もまた、あっせん利得処罰法で罰せられる  
うこともあるわけでありまして、したが  
て、例えば労働組合から献金を受け、その対価  
して組合に有利な職務行為をしたならば罰せら  
るし、また企業もそうです。しかしながら、そ  
中に企業も労働組合も当然政治活動の自由とい  
ものがありますんで、私は、そういう意味にお

も、先ほど選挙部長から御答弁をいただきました  
ように、立法府において各党各会派が問題を共有  
して議論を進めていかなければならない課題だろ  
うというふうに思います。

律案を御提出をいただきました。しかしながら、今までに抱えている問題もまだあるんだ、そしてこれからも国民の目線を感じながら、未来に発生する課題もあるんだということで、各党各会派が問題意識を持つて常々率先的にその課題解決に向けて話し合うという事が大事なんだということを申し上げたかったわけです。

また総務省にお伺いをしたいわけでありますけれども、政府の立場で、今この委員会の所管分野で、次の課題はこういうものだろう、こういう点を改正してほしいというような課題について何かアドバイスがあればお伺いをしておきたいと思います。

論議をいただきたいということになりますけれども、私ども、当面の課題として、これはもう御承知のように、九月の十四日に最高裁判所で在外選挙、これが当分の間、平成十年以降、比例代表選挙に限ると、こうなつておりますけれども、その限りといった附則の規定、これについて次期総選挙あるいは通常選挙までに改正がなされなければ違憲状態になるという、そういうたった判決も出ておりますので、それに対する制度改革が求められていると考えております。

また、先ほども御議論がございましたようないンターネット活用をどうするか、選挙運動の在り方をどうするか、あるいは政治資金の在り方をどうするか、そういった問題、これが議論をされているということは承知をしておりますので、各党各会派で御論議をいただきたいと考えております。

○小川勝也君 問題意識を持つていただいておるということでも御答弁の中で教えていただきましたし、何かの御縁で与野党、衆参の壁を超えて議論

をさせていただきました。

今後とも、私の思いをお酌み取りいただきたいわけありますので、この政治改革の分野で今後とも議論に積極的に御参加をいただきたい。その思いを伝えさせていただきたい、それぞれ一言ずつ御答弁をいただいて、私の質問を終わらたいと思います。

○衆議院議員(佐田玄一郎君) 委員の言われるところです。これすべて完璧だとは私も思つておりません。

今後とも、これは与野党を超えて議論をしてよ

り良いものにしていかなくてはいけないと、かよ

うに思つています。

○衆議院議員(高木陽介君) 政治の信頼を更に回復すべく、不斷の努力を続けてまいりたいと思います。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史でございます。

二十二条関係、上限五千万のところは、もう既にありましたとおり、期待されている政治資金の透明化にはほど遠いということで反対でございます。

十八条関係、支部解散のところが幾つか分からぬところがございますので質問したいと思いま

す。

まず、この法案の前提ですけれども、政党支部の解散というその事実が前提となつた後の手続の話だというふうに思いますけれども、政党支部の解散を決めるのはあくまで各政党の党内問題、党内規則だと思いますが、その点、確認だけお願いします。

○衆議院議員(鳩山邦夫君) それはそのとおりでございまして、よくこの法改正を、政党本部が支部を強制的に解散させられる改正であるというふうに言われることは完全な間違いでございまして、集会、結社の自由等もございますから、支部の解散の在り方とか要件とか条件というようなものは、例えば自民党であれば党則、民主党さんであれば規約と言うのかと思いますが、おたく様で

は何と言うのか私は聞いておりませんが、規約で

すか、そうした事柄で内部で行うわけでございま

す。

○大門実紀史君 そうしますと、各政党がそ

う党内規則、手続を経て正式に、ある仮にAとい

う支部とします、A支部の解散を決めたと。今ま

でなら、その場合でも解散届を出すのはそのAと

いう支部ですから、自身だつたわけですね。それ

が今度、改正後は、正式な手続を踏んで決めた

後、本部の執行機関が解散届を出せるということ

になるわけですね。届けという意味ではそうです

ね。

仮に、党内手続で、党的党内規則でAという支

部の解散を正式に決めたけれども、そのA支部の

支部長がそれに従わない場合、これは今までし

たら、幾ら決めても、政治資金規正法の支部とい

うことでのいくと、支部が解散届を出さない限り存

続をしてしまったわけでござりますよね。それが

今度は、党内手続で正式に決めれば本部執行機関

が解散届を出せる、解散することができる、受理

されるということですね。こういうことになるわ

けですね。

もし、本部が解散届を出して受理された後、そ

れでもこのAという支部が、解散ということにな

なつたわけですから、解散に伴う解散届、収支報

告書とか、こういうものを出さなかつた場合は、

提出義務違反で罰則の適用を受ける、あるいはそ

のまま、本部が何を言おうと解散届出しても知ら

ないかと、そういうことだと思います。

つまり、何といいますか、本来支部解散とい

うのは党内規則で決めて、それに従つて支部長さん

も解散届、収支報告書を出すと。これは普通の姿

ではないと、政治資金引き続き集めたりした場合

は、これは政治資金法八条違反になると、こうい

う事態が生じると。今度はそういうことになると

いう理解でよろしいですか。

○衆議院議員(鳩山邦夫君) 先ほど申し上げまし

たように、支部の解散ということはそれぞれの党

の党則や規約によって行われるわけで、実は今回

のこの法改正が、今回の総選挙に関して自由民主

党の中での郵政をめぐつていろいろあったたというこ

とだというふうに言われておりますが、決してそ

うではないわけで、一つのきっかけではあります

が、自由民主党には大体七千六百ぐらいの支部と

いうものがあつて、従来からこういう問題があつたわけですね。実態がもうほんなくなつていると

か、あるいは党本部との関係がおかしくなつてい

ても党本部の方で解散しましたというような手続

ができるない。支部の責任者、代表者や会計責任者

が届け出ないとこれは外形的にはあくまでも残る

と、こういうことがあつたわけですね。

ですから、もし内部で本当にもめるようなこと

があれば、これはない方が望ましいですが、も

しそういう事態があれば、それは当然法廷でとい

うことになると思います。

○大門実紀史君 今きつかけと言われましたけれ

ども、そういうことがやっぱり背景であるという

ふうに思います。要するに、今、党内規則で除名

とかそういうことを決めている政党がほとんどだ

と思いますが、ですから、政党支部の支部長を替

えるということはできて、変更するということ

はできても、支部のものを解散する、政治資金

法上の政党支部を解散すると、この規定を規約と

か規則で設けているところはほとんどないとあり

ますね。それはきつと規則に書くと、規則で決

めると。解散を決めた後、それでもやるとした

ら、さつき言ったような罰則の適用になるんじゃ

ないかと、そういうことだと思います。

つまり、何といいますか、本来支部解散とい

うのは党内規則で決めて、それに従つて支部長さん

も解散届、収支報告書を出すと。これは普通の姿

ではないと、政治資金引き続き集めたりした場合

は、名前はともかく、自民党何とか、第一区の中

です、これは解散したという届けを出すと、野

田聖子さんは、その後、収支報告書を出さないと

罰則の適用も受けけるし、そのままお金集めたら規

正法八条違反になると。つまり、もうその支部と

して活動できなくなるということになるわけです

よ。

○衆議院議員(鳩山邦夫君) それはそういうこと

になりますが、要は、党則もきちんと整備します

し、党則の下に準則とかいろいろ自民党の場合も

あるようございまして、当然解散していただけ

ませんかというお願いもあるでしょうし、その後

のいろんな話合いもあるでしょうし、あるいはそ

だというふうに思いますが、ちょっと確認のためにお願いします。簡潔にお願いします。

○衆議院議員(鳩山邦夫君) そういう望ましくな

い事態が絶対ないとは言えないと思つております。ですから、自民党においても、実は今まで党

則上その辺が整備されおりませんでしたから、これから党則を整備することといたしております

て、各党ともそういうような作業があるのかと思つております。

現在も、我が党でいうと、支部の設立について

は本部の承認が必要となつておりますけれども、逆に、承認の取消しとか解散することというのが

本部の権限として党則に書いてないので、これを整備していかなければなりませんし、当然手続的な保証のようなものも考えていかなければならぬと思います。

○大門実紀史君 そうすると、自民党でいえば、

は本部の承認が必要となつておりますけれども、逆に、承認の取消しとか解散することというのが

本部の権限として党則に書いてないので、これを整備していかなければなりませんし、当然手続的な保証のようなものも考えていかなければならぬと思います。

○大門実紀史君 そうすると、自民党でいえば、

は本部の承認が必要となつておりますけれども、逆に、承認の取消しとか解散することというのが

本部の権限として党則に書いてないので、これを整備していかなければなりませんし、当然手續的な保証のようなものも考えていかなければならぬと思います。

○大門実紀史君 そうすると、自民党でいえば、

は本部の承認が必要となつておりますけれども、逆に、承認の取消しとか解散することというのが

本部の権限として党則に書いてないので、これを整備していかなければなりませんし、当然手續的な保証のようるものも考えていかなければならぬと思います。

七



て、結果としてその支部の强行解散というような

ことにならざるを得ないのではないか。そういう

懸念があるというふうに感じるわけであります。

私は、政治というのは少なくも、同じ党の中

で、本部と支部の間でそういうような大きな確執

があること 자체が不自然だというふうにも思いま

すし、また、それは先ほど来お話をありますよう

に、政党自治の中で信頼関係に基づいて解決をさ

れるべき問題だと思いますけれども、仮にそうい

う解散の事実がない場合に本部が届けを出してし

まつて受理されてしまつた、そういう事態が起こ

り得るということについて、法案提出者としてど

のようにお考えを持つておられるのか、お伺いを

したいと思います。

○衆議院議員(鳩山邦夫君) 私は、各党事情はあ

ると思いますが、少なくとも自民党に關する限

り、今後党則や準則を整備していく中でそういう

ような事態は起こり得ないとと思っておりまして、

少なくとも、例えば解散をしていただけませんか

というお願い段階もあるでしょう、あるいはいろ

んな話合いというのもあると思いますから、そ

いうことが私は起こり得ないと考えております。

ただ、そもそもこの法律、この改正案を出した

わけでありますが、政治資金規正法の改正案だと

いうところにおかしな点があるわけございまし

て、それは我が国に政党法がないというところに

一番の原因があると思いますね。あくまでも収支

の報告書というような観点から組み立てられた法

律でこの問題をやらなくちゃいけないというのは

問題がありますから、でき得るならば全政党で議

論をして、我が国で初めて政党法というものを作

り上げて、この辺を整理するべきであろうと考え

ております。

○長谷川憲正君 ありがとうございます。

今、近くから正論だという声がありましたが、

私も正論だと思います。やはり、政党の在り方と

いうのはいろんな形でこれから更に議論がなされ

て、そしてそれぞれの政党が国民から期待されて

いる役割をきちっと果たせるように、民主主義の

原則の上にのつとつて多くの人間が自由闊達な意

見ができる、そして本当に國の将来を左右するそ

の議論が各政党の間できちんとなされますように

大いに期待をしながら、質問を終わらせていただ

きます。

ありがとうございます。

○委員長(泉信也君) この際、委員の異動につい

て御報告いたします。

本日、藤野公孝君及び真鍋賢一君が委員を辞任

され、その補欠として野村哲郎君及び山本順三君

が選任されました。

○委員長(泉信也君) ほかに御発言もないようで

すから、両案に対する質疑は終局したものと認め

ます。

これより両案について討論に入ります。——別

に御意見もないようですから、これより直ちに採

決に入ります。

まず、政治資金規正法の一部を改正する法律案

(衆第四号) の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(泉信也君) 多数と認めます。よつて、

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案

(衆第九号) の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(泉信也君) 多数と認めます。よつて、

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして

は、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(泉信也君) 御異議ないものと認め、さ

よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時三十五分散会





平成十七年十月二十七日印刷

平成十七年十月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇